

議案第39号

三田市野外活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

三田市野外活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和6年2月19日提出

三田市長 田村克也

三田市条例第 号

三田市野外活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

三田市野外活動センターの設置及び管理に関する条例（平成2年三田市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び集団生活等」及び「心身の健全な発達と」を削る。

第3条中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とする。

第4条の表を次のように改める。

休業日	使用時間
1 1月1日から翌年の4月30日まで	午前10時から午後6時まで

第4条の2を削る。

第6条第2項を削る。

第7条の見出しを「(使用料等)」に改め、同条中「別表に定める」を「次の表に定める区分に応じ」に改め、同条に次の表を加える。

区分	使用料
本市の市民	100円
本市の市民以外の者	200円

第7条に次の1項を加える。

2 前項に定める使用料のほか、まき、ガス、燃料等を使用する場合は、市長が別に定める額を実費徴収する。

第14条の2第3項中「及び別表」を削り、「第4条中「臨時に」とあるのは「市長の承認を得て臨時に」と、「午後9時まで延長」とあるのは「市長の承認を得て午後9時まで延長」と、「翌日の午後5時まで延長」とあるのは「市長の承認を得て翌日の午後5時まで延長」と、第4条の2第3号中「相当と」とあるのは「市長の承認を得て相当と」を「第7条第2項中「別に」とあるのは「あらかじめ市長の承認を得て別に」」に改め、「と、別表備考第2項中「別に」とあるのは「あらかじめ市長の承認を得て別に」」を削る。

第14条の3第2項中「別表」を「第7条第1項の表」に改める。

別表を削る。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。